**解散公告**

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

大阪市生野区小路東一丁目一七番四号

丸金エステート株式会社

代表清算人　下　光晴

**解散公告**

当社は、平成二十六年三月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

大阪府吹田市昭和町一四番二三号

リンダ合同会社

清算人　林田　利子

**解散公告**

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

大阪府河内長野市石仏三五三番地の一

株式会社日進製作所

代表清算人　北田　進

**解散公告**

当法人は、平成二十五年十二月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

兵庫県神戸市東灘区御影三丁目二―一一

特定非営利活動法人ひょうごＰＦＩ協会

清算人　垣内　秀美

**解散公告**

当社は、平成二十六年三月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

岡山市南区藤田五二一―一八

マスダ運輸有限会社

清算人　増田　崇至

**解散公告**

当社は、平成二十六年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

愛媛県今治市大西町新町甲九四五番地

株式会社大西テック

代表清算人　菊岡　敬三

**解散公告**

当社は、平成二十六年三月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

長崎県雲仙市国見町神代乙二二九番地五

セット株式会社

代表清算人　坂田　弘子

**解散公告**

当社は、平成二十六年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

大分市大字中戸次四五六〇番地の二

株式会社戸次商事

代表清算人　帆足　嘉洋

**解散公告（第一回）**

当法人は臨時社員総会の決議により、平成二十六年二月二十六日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

東京都中央区八重洲二丁目一番　八重洲地下街中一号

医療法人社団八重洲センタークリニック

清算人　駿河敬次郎

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年十月七日開催の臨時社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、平成二十六年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

岡山市北区伊島北町七―五

医療法人パートナーズ

清算人　中尾　伸一

**解散公告（第一回）**

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

那覇市樋川一―一―六九

財団法人沖縄ヘアースタイリスト学院

清算人　吉浜　達夫

**解散公告（第二回）**

当基金は、平成二十六年二月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月八日）の翌月から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

東京都中央区京橋一丁目七番一号

オンワード樫山企業年金基金

清算人　福原　浩

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十六年三月二十四日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

沖縄県名護市字仲尾次七四八番地

清算法人久志土地改良区

代表清算人　島袋富次郎

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十六年三月五日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月九日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一

清算法人新改中部土地改良区

代表清算人　三木　實正

**配当公告**

北海道小樽市銭函三丁目五一七番地五

破産者　株式会社北海道エスケープロダクツ

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十五年（フ）第三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八〇二、〇四二、七三五円

一、配当をすることができる金額

金八七、一二八、〇九六円

平成二十六年四月九日

札幌市中央区南一条西一〇丁目南大通ビルアネックス四階　破産管財人　高橋　剛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県下閉伊郡山田町船越第一九地割七三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山﨑　正好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

岩手県下閉伊郡山田町八幡町四番一〇号

相続財産管理人　司法書士　田代　省平